

整備主任者法令研修資料

令和 2 年度

【福島運輸支局 地方教材】

監 修 東北運輸局福島運輸支局
発 行 (一社)福島県自動車整備振興会

目 次

＜令和 2 年度整備主任者法令研修地方教材＞

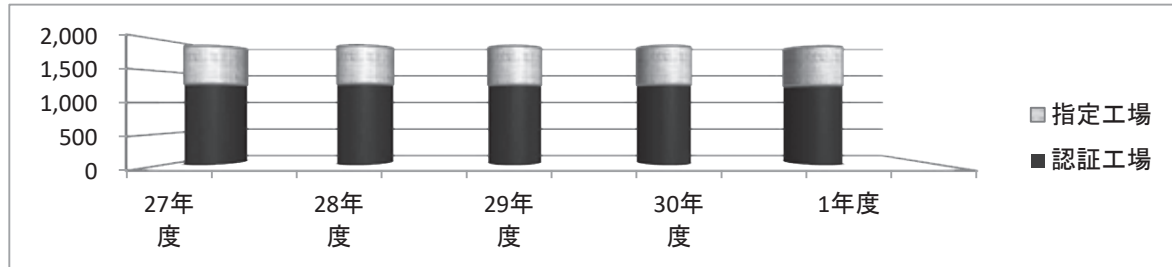
1. 自動車整備事業の実態の概要について……………	1
2. 特定整備事業者の関係法令抜粋……………	4
3. 自動車特定整備事業の HP の案内について……………	10
4. 車検証を紙から電子へ！ ～「自動車検査証の電子化に関する検討会」報告書とりまとめ～……………	15
5. 運転者の視野遮へい物の装着禁止について……………	17
6. 運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について……………	18
7. 各種通報窓口について……………	20
8. 申請書への認証番号記載のお願い……………	22
9. 申請書への走行距離記載に関するお知らせ……………	25
10. 自動車検査の申請時における押印の取扱いについて……………	26
11. 次回車検時の重量税額照会サービスについて……………	27
12. ロードインデックス表&計算例……………	29
13. 定期点検の間隔……………	31
14. 対象自動車について……………	32

1. 自動車整備事業の実態の概要について

福島運輸支局検査・整備・保安部門

1. 自動車整備事業場数(年度別:福島県内)

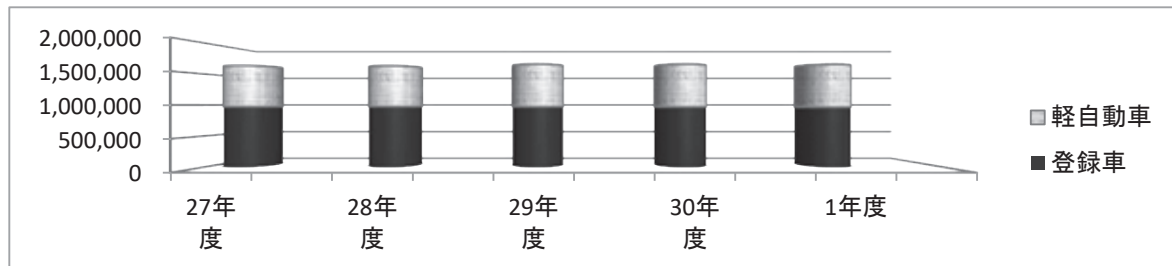
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度
認証工場	1,304	1,306	1,293	1,294	1,282
指定工場	608	611	617	618	621
(指定割合)	31.8%	31.9%	32.3%	32.3%	32.6%
合 計	1,912	1,917	1,910	1,912	1,903



- ・令和2年3月末の自動車整備事業場数 1, 903事業場
- ・認証工場 1, 282工場 指定整備工場 621工場(32. 6%)

2. 自動車保有台数(年度別:福島県内)

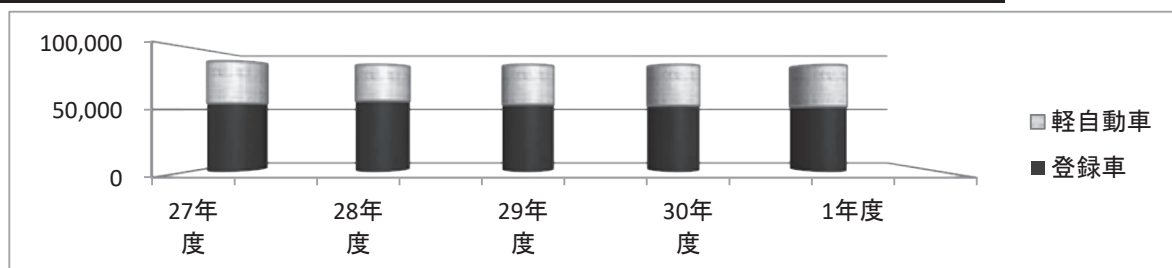
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度
登録車	975,118	976,680	973,959	971,169	966,177
軽自動車	660,045	654,689	683,650	686,624	687,890
(軽の割合)	40.4%	40.1%	41.2%	41.4%	41.6%
合 計	1,635,163	1,631,369	1,657,609	1,657,793	1,654,067



- ・令和元年度は登録車が微減、軽自動車が増

3. 新車新規登録・届出台数(年度別:福島県内)

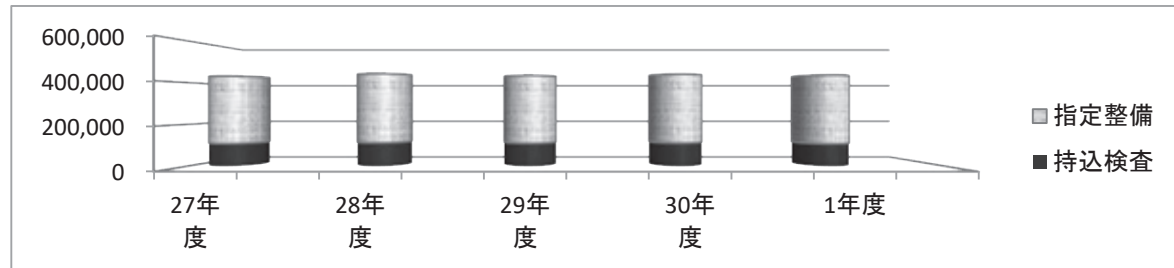
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度
登録車	55,157	57,015	54,152	53,265	52,463
軽自動車	33,689	29,137	31,939	32,781	33,365
(軽の割合)	37.9%	33.8%	37.1%	38.1%	38.9%
合 計	88,846	86,152	86,091	86,046	85,828



- ・令和元年度は登録車が微減、軽自動車が増

4. 継続検査台数(年度別:福島県内・登録車)

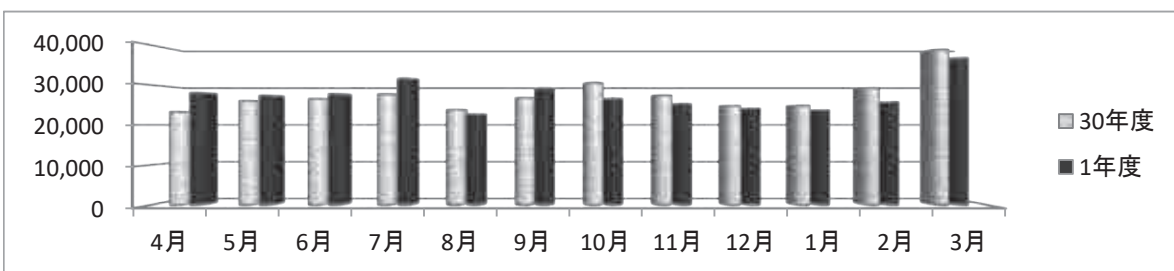
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度
持込検査	108,107	111,548	109,449	110,574	107,083
指定整備	323,375	332,159	325,113	330,039	329,226
(指定整備率)	74.9%	74.9%	74.8%	74.9%	75.5%
合 計	431,482	443,707	434,562	440,613	436,309



・令和元年度は持込検査・指定整備ともに微減

5. 継続検査の推移(月別:福島県内・指定整備・登録車)

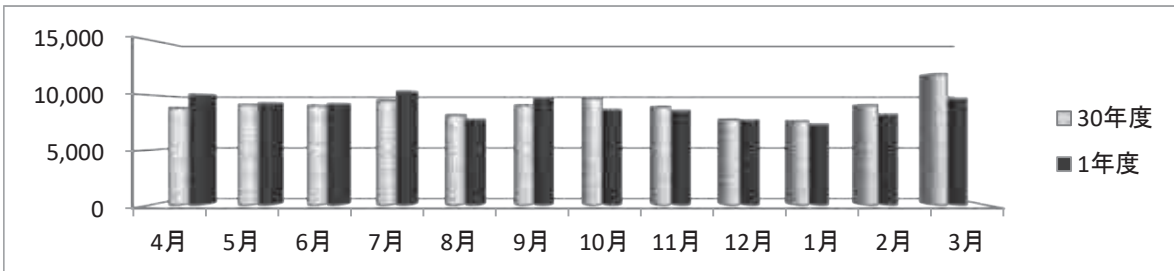
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
30年度	23,280	26,040	26,592	27,768	23,795	26,826	30,562	27,421	24,816	24,855	29,220	38,864
1年度	28,070	27,388	27,796	31,665	22,709	29,243	26,649	25,300	24,138	23,701	25,738	36,829



・令和元年度は、前年と比較し「4月」～「7月」、「9月」が増加、それ以外の月は減少

6. 継続検査の推移(月別:福島県内・持込検査・登録車)

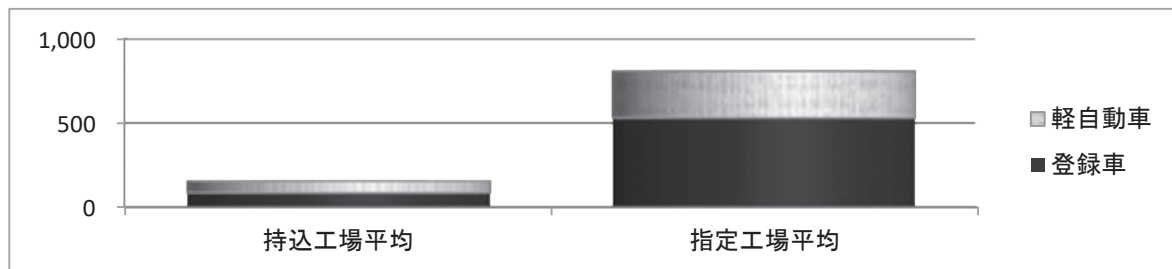
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
30年度	8,864	9,165	9,089	9,537	8,218	9,097	9,758	8,957	7,814	7,686	9,117	11,933
1年度	10,086	9,315	9,242	10,381	7,822	9,796	8,710	8,619	7,742	7,362	8,282	9,726



・持込検査も前年と比較し「4月」～「7月」、「9月」が増加、それ以外の月は減少

7. 一事業場当たりの継続検査台数(令和元年度:福島県内)

	事業場数	登録車	軽自動車	合計台数
持込工場	1,282	107,083	91,972	199,055
持込工場平均		84	72	156
指定工場	621	329,226	173,595	502,821
指定工場平均		530	280	810



- ・持込工場では一工場平均で156台
- ・指定工場では一工場平均で810台

2. 特定整備事業者の関係法令抜粋

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両法施行規則（抜粋）

（自動車特定整備事業の種類）

第77条 自動車特定整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の特定整備を行う事業をいう。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）普通自動車特定整備事業（普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）
- （2）小型自動車特定整備事業（小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）
- （3）軽自動車特定整備事業（検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）

（認証）

第78条 自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

- 2 自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3 自動車特定整備事業の認証には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 4 前項の条件は、自動車特定整備事業の認証を受けた者（以下「自動車特定整備事業者」という。）が行う自動車の特定整備が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該自動車特定整備事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（申請）

第79条 自動車特定整備事業の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その役員の氏名
 - （2）自動車特定整備事業の種類
 - （3）事業場の所在地
 - （4）前条第2項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けようとする者にあつては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲
- 2 前項の申請書には、その申請が次条第1項各号に掲げる要件に適合するものであることを証する書面を添付しなければならない。
- 3 地方運輸局長は、自動車特定整備事業の認証を申請した者に対し、前2項に規定するもののほか、その者の登記事項証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

（認証基準）

第80条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。

- （1）当該事業場の設備及び従業員が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- （2）申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ 第93条の規定による自動車特定整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第103条第2項の公示の日前60日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。二において同じ。）であつた者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又は二のいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

2 前項第1号の規定による基準は、自動車特定整備事業の種類別に自動車の特定整備に必要な最低限度のものでなければならない。

道路運送車両法施行規則

（認証基準）

第57条 法第80条第1項第1号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

（1）事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、次に掲げる作業場及び別表第4に掲げる規模の車両置場を有するものであること。

イ 分解整備を行う場合にあつては、別表第4に掲げる規模の屋内作業場

ロ 電子制御装置整備を行う場合にあつては、別表第4に掲げる規模の電子制御装置点検整備作業場。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限る。次号において同じ。）と兼用することができる。

（2）屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。

（3）屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

（4）事業場は、別表第5に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

（5）電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及び運行補助装置の機能の調整（第62条の2の2第1項第6号において「エーミング作業」という。）に必要な機器を入手することができる体制を有すること。

（6）事業場には、2人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。

（7）事業場において特定整備に従事する従業員について、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たすこと。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）少なくとも1人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第62条の2の2第1項第7号イ及びハにおいて同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

ロ 電子制御装置整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く。)少なくとも1人の自動車整備士技能検定規則の規定による1級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第62条の2の2第1項第7号ロ及びハにおいて同じ。)に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

(変更届等)

第81条 自動車特定整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から30日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 法人にあつては、その役員の氏名
- (3) 事業場の所在地
- (4) 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの

2 自動車特定整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

道路運送車両法施行規則

(変更届出事項)

第58条 法第81条第1項第4号に規定する事業場の設備は、屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

(相続、合併及び分割)

第82条 自動車特定整備事業者について相続、合併又は分割(自動車特定整備事業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、被相続人の死亡後30日以内にその協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により自動車特定整備事業を承継した法人は、自動車特定整備事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により自動車特定整備事業者の地位を承継した者は、その事由の生じた日から30日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

(標識)

第89条 自動車特定整備事業者は、事業場において、公衆の見やすいように、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

2 自動車特定整備事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

道路運送車両法施行規則

(標識の様式)

第62条 法第89条の様式は、第20号様式による。

(自動車特定整備事業者の義務)

第90条 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

(特定整備記録簿)

第91条 自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 登録自動車にあつては自動車登録番号、第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
- (2) 特定整備の概要
- (3) 特定整備を完了した年月日
- (4) 依頼者の氏名又は名称及び住所
- (5) その他国土交通省令で定める事項

2 自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した特定整備記録簿の写しを交付しなければならない。

3 特定整備記録簿は、その記載の日から2年間保存しなければならない。

道路運送車両法施行規則

(特定整備記録簿の記載事項)

第62条の2 法第91条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定整備時の総走行距離
- (2) 第62条の2の2第1項第7号に規定する整備主任者の氏名
- (3) 自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

(設備の維持等)

第91条の2 自動車特定整備事業者は、当該事業場に関し、第80条第1項第1号の規定による基準に適合するように設備を維持し、及び従業員を確保しなければならない。

(遵守事項)

第91条の3 自動車特定整備事業者は、第89条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

道路運送車両法施行規則

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第62条の2の2 法第91条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
- (2) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- (3) 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- (4) 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- (5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- (6) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。
- (7) 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも1人に特定整備及び法第91条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く。) 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く。) 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

- (8) 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

イ 整備主任者として新たに届け出た者

ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

- (9) エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を大気中に放出しないこと。

- (10) 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けしないこと。

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から15日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第3号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第1項第7号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第3号の者が第1項第7号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

3. 自動車特定整備事業のHPの案内について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html



ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 自動車特定整備事業について

自動車特定整備事業について

自動車整備制度は、これまでのエンジンやブレーキなどを取り外して行う「分解整備」から、その範囲を取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等（電子制御装置整備）に拡大するとともに、対象装置として、自動運転レベル3以上の自動運転を行う自動車に搭載される「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改め、新たな制度として令和2年4月からスタートします！



自動車特定整備制度の概要

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視するカメラやレーダーなどの調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場（電子制御装置点検整備作業場）や従業員、工具（整備用スキャンツール等）などの要件を定めています。

詳しい内容は[こちら（特定整備制度概要）](#)からご確認ください。

[Q&A]

Q. 電子制御装置整備の対象車両はどうやって見分けますか？

A. 電子制御装置整備の対象車両の見分け方は[こちら](#)からご確認ください。

①

Q. 整備用スキャンツールの情報はどこに掲載されていますか？

A. 整備用スキャンツールは[こちら](#)（一般社団法人日本自動車機械器具工業会HP）に掲載されているものを参考にご用意ください。

②

Q. 特定整備記録簿の書き方は？

A. 自動車特定整備事業者が特定整備を行った際には、行った作業について、特定整備記録簿に記載する義務があります。

特定整備記録簿の書き方の例は[こちら](#)からご確認いただけます。

③

電子制御装置整備の対象車両

①

【乗用車メーカー】※五十音順

★ご覧になりたいメーカー名をクリックするとメーカーのサイトに移動します。

- ・ [スズキ株式会社](#)
- ・ [ダイハツ工業株式会社](#)
- ・ [トヨタ自動車株式会社](#)
- ・ [マツダ株式会社](#)
- ・ [株式会社SUBARU](#)
- ・ [三菱自動車工業株式会社](#)
- ・ [日産自動車株式会社](#)
- ・ [本田技研工業株式会社](#)

【大型車メーカー】※五十音順

★ご覧になりたいメーカー名をクリックするとメーカーのサイトに移動します。

- ・ [いすゞ自動車株式会社](#)
- ・ [三菱ふそうトラック・バス株式会社](#)
- ・ [日野自動車株式会社](#)
- ・ [UDトラックス株式会社](#)

【外国車メーカー】

★クリックすると日本自動車輸入組合のサイトに移動します。

[日本自動車輸入組合](#)

対象車両のイメージ				2020/xx/xx
〇〇〇株式会社				
車名	型式	通称名	車台番号	備考
〇〇〇	ABC12	△△△	ABC12-3000001～	×××装着車
〇〇〇	DEF34/ GHJ56	◇◇◇	—	×××装着車のみ対象

②

スキャンツールリストのイメージ

あ行

か行

さ行

た行

な行

あいうえお自動車

オート〇〇(株)

機種 No	メーカー	スキャンツールタイプ						スキャンツール 情報の確認方法	備考
		セパレート型				一体型			
		スキャンツール ソフト名称	スキャンツール ソフトバージョン	VCI名称	VCIソフト バージョン	スキャンツール 名称	ソフト バージョン		
1	あいうえお	スキャン△△	ver.1.23以上	ABC-i	Ver2.34以上	-	-	タブレット内	
2	あいうえお	-	-	-	-	EFG-S	Ver3.45	本体設定内	

3

特定整備記録簿の記載方法について

- ・ 電子制御装置整備を外注した場合や離れた作業場で特定整備を実施した場合の特定整備記録簿の記載例を示します。
- ・ 特定整備記録簿の作成責任については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキストをご確認ください。

【以下、記載例を示します。】

○ ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検の結果及び整備の概要										依頼者(使用者)の氏名又は名称		自動車登録番号又は車両番号又は車台番号	
点検 良好	交換 ○	交換 △	調整 ×	清掃 A	清掃 T	清掃 L	省燃 P	備考	住所	構内外注の旨を記載		車載式故障診断装置点検	
整備 数値												その他の点検項目	
エンジン・ルーム点検 ■冷却装置 ファン・ベルトの緩み、損傷 ☐  冷却水の漏れ ☐ ■ブレーキ・ペダル 遊び ☐ 踏み込んだときの床板とのすき間 ☐ プレーキの効き具合 ☐ ■点火装置 ☆スパークプラグの状態 (目まがみ、イジリ、ラジエーター冷却) ☐  点火時期 ☐ ディストリビュータのキャップの状態 ☐ ■バッテリー ターミナル部の緩み、腐食 ☐  ■エンジン										定廻り点検 ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☐ ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ☐ ■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☐ ☆タイヤの亀裂、損傷 ☐ ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 ☐ スペア・タイヤの空気圧 ☐ ☆ナット、ボルトの緩み ☐ ■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパー マスター・シリンダの液漏れ ☐ ホイール・シリンダの液漏れ ☐ スク・キャリパーの液漏れ ☐ ディスク・キャリパー ☐ ■ドラム・ブレーキ ☆ドラムとライニングとのすき間 ☐ ☆ブレーキ・シユの潤滑部分、ライニングの摩耗 ☐ ■ブレーキ		下廻り点検 ■トランスミッション、トランスアファ ☆オイルの漏れ ☐ ■エンジン・オイル 漏れ ☐	
車載式故障診断装置点検 OBDの診断の結果 ☐ 日常点検 プレーキ液の量 ☐ パッテリ液の量 ☐ 冷却水の量 ☐ エンジン・オイルの量 ☐ エンジンのかかり具合、異音 ☐ 低速、加速の状態 ☐ ヘッドランプ、ストップランプ、ウイ ンカーランプ等の点灯、消灯、調整 ☐ ウィンド・ウォッシャー液の量 ☐ ウィンド・ウォッシャーの噴射状態 ☐ ワイパの拭き取り状態 ☐ 厳しい使用れ方をした場合の メーカーの指定する点検 ■ステアリング装置 ステアリング・ギヤ・ボックス の取付けの緩み ☐ ロッド・アーム部のボールジョイント のダスト・ブーツの亀裂、損傷 ☐										交換部品等 エンジン・オイル ☐ オイル・フィルタ ☐ LLC(ロング・ライフ・クーラント) ☐ プレーキ・フルード ☐ 数量 ☐			

○ レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

外注元 定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検の結果及び整備の概要

点検 良好	交換	調整	清掃	省略	P
特定 整備	修理	締付	給油(水)	L	該当なし

エンジン・ルーム点検	
■パワー・ステアリング ベルトの締め、損傷 	■冷却装置 ファン・ベルトの締め、損傷 冷却水の漏れ
■室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板との すき間 プレーキの焼き具合	■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとの すき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗 
■点火装置 ☆スパーク・プラグの状態 (点火プラグの交換は記録簿別 点検時期) 点火時期 ディストリビュータのキャップ	■ドラム・ブレーキ 

足廻り点検	
■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、 異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧 ☆ナット、ボルトの締め ■ブレーキ・システム ☆ブレーキ・マスター・シリンダの液漏れ ☆ブレーキ・シリンダの液漏れ	■エンジン・オイル プレーキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態 ハンドランプ、フォグランプ、ワイ

車載式故障診断装置点検	
注 OBDの診断の結果 日常点検	その他の点検・整備項目 注 ①レーダー ②エーミング(外) 外注した旨を記載
交換部品等	数量
エンジン・オイル	ℓ

自家用車



等・別表第6

外注先 定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検の結果及び整備の概要

点検 良好	交換	調整	清掃	省略	P
特定 整備	修理	締付	給油(水)	L	該当なし

エンジン・ルーム点検	
■パワー・ステアリング ベルトの締め、損傷 	■冷却装置 ファン・ベルトの締め、損傷 冷却水の漏れ
■室内点検 ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板との すき間 プレーキの焼き具合	■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとの すき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗 
■ドラム・ブレーキ 	

足廻り点検	
■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、 異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧 ☆ナット、ボルトの締め ■ブレーキ・システム ☆ブレーキ・マスター・シリンダ、ホイール・ シリンダ、ディスク・キャリパ マスター・シリンダの液漏れ ホイール・シリンダの	エンジン・オイル プレーキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態 ハンドランプ、フォグランプ、ワイ

車載式故障診断装置点検	
注 OBDの診断の結果 日常点検	その他の点検・整備項目 注 ① エーミング
交換部品等	数量
エンジン・オイル	ℓ

自家用車



等・別表第6

○ 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者者に外注した場合

※外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。

4. 車検証を紙から電子へ！

～「自動車検査証の電子化に関する検討会」報告書とりまとめ～

自動車の検査・登録手続について、運輸支局等への来訪を不要とし、オンラインで完結した申請を可能とするため、「自動車検査証の電子化に関する検討会」において、「報告書」がとりまとめられましたので、お知らせします。

自動車保有関係手続については、関係省庁と連携し、オンラインで一括した申請手続を可能とするワンストップサービス(OSS)を導入・推進しておりますが、現在、紙の自動車検査証の受取のため、運輸支局等への来訪が必要となっています。

そこで、運輸支局等への来訪を不要とし、OSSで申請手続を完結することを可能とする、自動車検査証の電子化を実現するため、平成30年9月より計11回にわたって、「自動車検査証の電子化に関する検討会」が開催され、自動車検査証の電子化の基本的な方針や技術的要件、電子化された自動車検査証の IC チップの空き領域の利活用に向けた要件等について議論が行われました。

この度、本検討会の「報告書」がとりまとめられましたので、公表いたします。

今後、本報告書に基づき、自動車検査証の電子化の実現に向けた準備を着実に進めてまいります。

※報告書は以下の国土交通省ホームページからご参照ください。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000059.html)

【問い合わせ先】

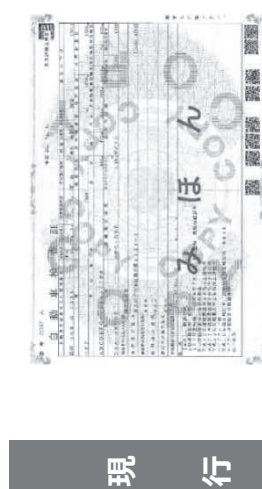
国土交通省 自動車局 自動車情報課 平賀・飯田・加藤木
代表：03-5253-8111（内線：41146）
直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

自動車検査証の電子化に関する検討会「報告書」概要①

＜報告書Ⅱ「自動車検査証の電子化の基本的方向性」＞

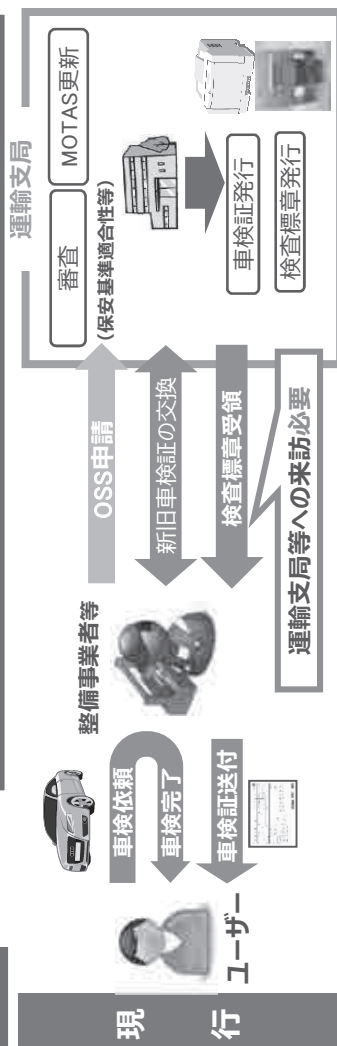
- 継続検査等のOSS申請を行ってもなお残る自動車検査証の受取りのための来訪を不要とするため、整備事業者等のOSS手続代行者において自動車検査証情報を更新できるよう、以下①、②を内容とする道路運送車両法の関係規定が改正（「道路運送車両法の一部を改正する法律」令和元年5月24日公布）されたところ。
 - ① 自動車検査証をICカード化すること（現行の自動車検査証情報はICチップに記録）
 - ② 国からの事務の委託制度を創設すること
- 令和5年（2023年）1月からの導入を想定し、準備を進めているところ。

1. 自動車検査証のICカード化

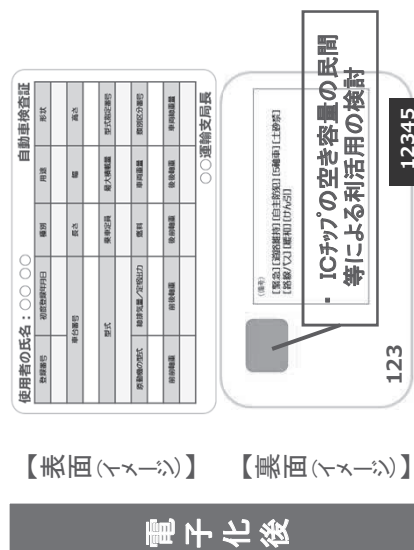


現行

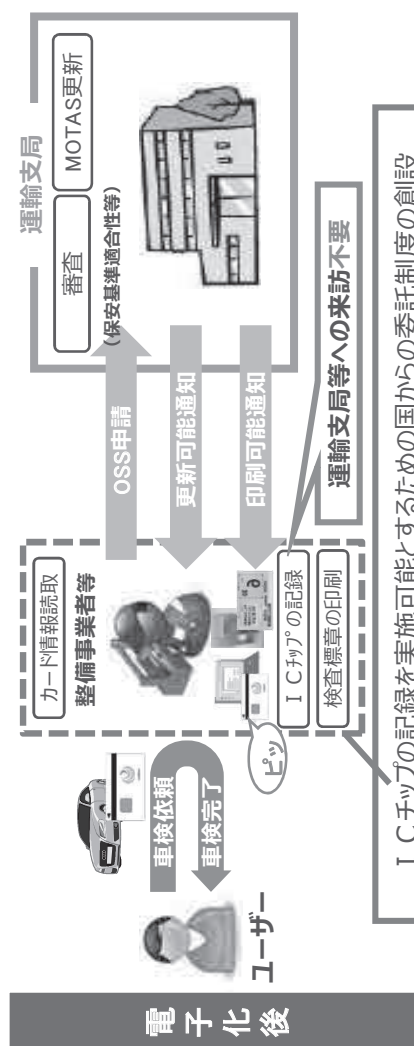
2. ICチップの記録事務の委託



現行



電子化後



電子化後

ICチップの記録を実施可能とするための国からの委託制度の創設

5. 運転者の視野遮へい物の装着禁止について

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年2月4日

運転者の視野遮へい物の装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付けで改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

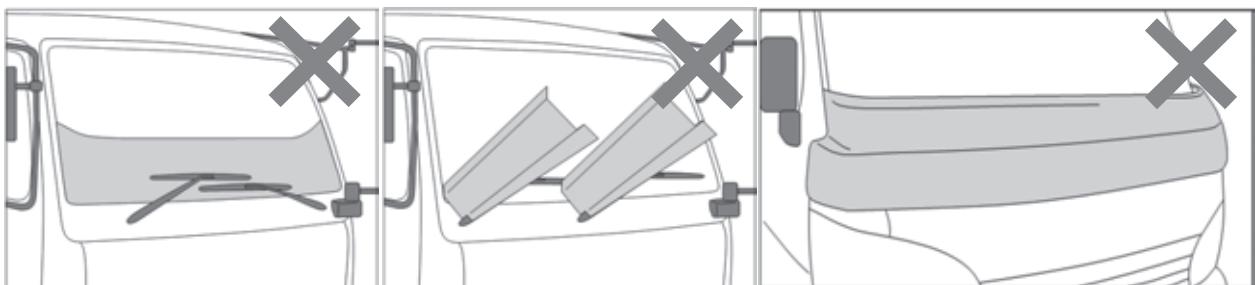
これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

■対象となる自動車

- 乗車定員11人以上の乗用自動車
- 車両総重量3.5t超の貨物自動車
- 大型特殊自動車

■装着していると基準不適合となる板状のものの例

- 前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ワイパーに取付ける羽
- ワイパーを保護するカバー類



※窓ガラス下部の板

※ワイパー羽

※ワイパーを保護するカバー類

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和3年2月4日

6. 運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

国自整第143号

令和2年8月25日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長（公印省略）

運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

先般、近畿運輸局管内の自動車検査登録事務所敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡するという痛ましい事故が発生しました。

つきましては、貴局においても、（独）自動車技術総合機構と連携して、なお一層の事故防止の徹底に努めることとされたい。

なお、標記について、別添のとおり、独立行政法人自動車技術総合機構理事長あて、事故防止の徹底を依頼したので了知されたい。



別添

国自整第143号の2
令和2年8月25日

独立行政法人

自動車技術総合機構 理事長 殿

国土交通省自動車局整備課長



運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

先般、近畿運輸局管内の自動車検査登録事務所敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡するという痛ましい事故が発生しました。

つきましては、今一度、貴機構職員はもとより、受検機会のある関係者に対し、受検時における安全意識の啓発、受検時の遵守事項について注意喚起を図り、引き続き、事故防止の徹底について万全を期されるようお願いいたします。

7. 各種通報窓口について

■ 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口

福島運輸支局 電話：024-546-0345（着電後「2」） FAX：024-546-3756

<必要な情報>

- ①確認日時 ②確認場所 ③登録番号（車両番号） ④ナンバーの色
⑤車両の特徴 ⑥不正改造の内容 ⑦通報者氏名・住所・連絡先

<注意事項>

- ①情報提供者の個人情報 は 厳重に管理し、漏洩等の防止に適切な対策を講じます。
②お寄せいただく情報は、様式に沿って詳細な情報を提供して下さい。
③お寄せいただいた情報は、国土交通省において、情報の内容を精査し、提供車両の自動車ユーザーへ改善・報告を求める文書（ハガキ）を送付するなど、不正改造車等の排除のための啓発等の諸活動に有効活用させていただきます。
④車両が特定できないなど必要な情報をお寄せいただけていない場合、原動機付自転車、小型特殊自動車及び軽車両の場合は、情報として受付いたしかねますので、予めご了承ください。
⑤お寄せいただいた情報についての確認のために連絡させていただく場合がございます。
⑥いただいた情報に対する個別要求や個別回答は対応いたしかねますので、予めご了承ください。
⑦自動車の使用方法や運転方法による騒音など不正改造が伴わない情報の提供は、ご遠慮願います。
⑧本窓口は、紛争処理の窓口ではありませんので、ご了承ください。

■ 無車検車・無保険（共済）車通報窓口

国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html）より通報フォームをダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール又はFAXにより通報

【無車検車の通報】

電子メール：g_TPB_GAB_SEB@mlit.go.jp

FAX：03-5253-1639

【無保険等車の通報】

電子メール：hqt-muhoken-tsuho@gxb.mlit.go.jp

FAX：03-5253-1638

<必要な情報>

- ①通報者名 ②確認年月日 ③確認場所 ④プレートナンバー ⑤有効期限
⑥通報者連絡先

■ 指定自動車整備事業者における不正車検通報窓口

福島運輸支局 電話：024-546-0345（着電後「2」） FAX：024-546-3756

メールによる通報：hqt-fuseishaken-tsuho@ml.mlit.go.jp

<通報様式（国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/jidosha/fuseishaken_tsuho.htmlよりダウンロード）>

指定自動車整備事業者による不正行為の通報様式

注意事項

- ※ 通報者の個人情報を厳重に管理し、漏洩等の防止に適切な対策を講じます。
- ※ お寄せいただいた情報は、国土交通省において、指定自動車整備事業者による不正行為に関する調査等の参考として活用させていただきます。
- ※ 通報内容欄には、できる限り詳細情報を記入してください。
- ※ 指定自動車整備事業による不正行為と直接関係の無い、車両の不具合等に関する連絡はご遠慮願います。
- ※ ご記入いただいた内容についての個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。
- ※ ご記入いただいた内容についての確認のためにご連絡させていただく場合がございます。

ご記入の前に、上記注意事項をご確認ください。⇒

☐ 確認しました。

1. 通報される方の情報

お名前	
住所	
電話番号	
e-mailアドレス	

2. 通報内容

不正行為に関する情報	整備事業者名 (必須)							
	所在地 (必須、わかる範囲で)							
	不正行為が実施された自動車の登録番号							
	車名・通称名							
	不正行為の種類 (必須)	ペーパー車検 ・ 不正改造車の車検 ・ 検査のみ実施 その他()						
不正行為の日時等 (必須)	令和 令和		年		月		日	から まで
不正行為の内容 (必須)								
	不正行為を確認できる資料の有無、名称							
	資料の内容							
	不正行為の隠蔽方法							
その他参考情報								

8. 申請書への認証番号記載のお願い

皆様への工場認証

申請書には、認証番号の記載をお願いします。

[illegible]

对象连续去

①新規検査(中古)
②予備検査(中古)
③継続検査

香港正統文庫

※番の記載方法は、別途通達でお知らせします。

(注) 指定工場の方が持込み車検を受ける場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

整備工場コードの申請書記載に係る通達改正について

【改正の背景】

従来より、点検整備を実施した事業場の特定を容易にするため、これまでも指定自動車整備事業場は申請書に指定一連番号を記入のうえ検査申請し、さらに、自動車ユーザーが、国の認証を受けた整備工場で点検整備が行われたことを自動車検査証において認識できるよう、自動車検査証に認証工場の整備工場コードを記載し、ユーザー代行車検と認証工場で整備が行われた上で受検した車検の差別化を図るため、平成 30 年 6 月から自動車分解整備事業者のうち、軽自動車以外の申請にあっては認証一連番号を記入のうえ検査申請しているところであるが、今般、軽自動車検査協会において、自動車分解整備事業者の申請に係る体制が整ったことから、平成 31 年 4 月から軽自動車についても同様に、認証一連番号を記入のうえ検査申請させることとする。

【改正の概要】

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」（平成 16 年 9 月 30 日付け、国自整第 93 号、国自技第 122 号）について、軽自動車の申請書への認証工場の整備工場コードの記入方法を追加する。

【スケジュール】

通達発出：平成 31 年 2 月 5 日

通達施行：平成 31 年 4 月 1 日

持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

なお、認証番号の記入は必須です。

対象手続き

- ・新規検査（中古に限る）・予備検査（中古に限る）・継続検査

※構造等変更検査は対象外です。

新規検査・予備検査（軽第1号様式）

運輸支局コード 認証番号

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記入してください。

(注2) 指定工場の方が持込検査を受検した場合は指定番号でなく、認証番号を記入してください。

継続検査（軽専用第2号様式）

継続検査申請書

軽専用第2号様式

⑦整備工場コード

※指定工場で車検を実施した場合は、従来のとおり「指定番号」での記入になります。

持込検査を受検される方へお知らせ

検査票とOCRシートとの走行距離欄の記載をしないでください。

*軽自動車とは取扱いが異なります。

自動車検査証の備考欄に記載されている走行距離と受検車両の表示値に相違がないかをご確認ください。

※走行距離計表示値に相違が確認された場合はお帰りになる前にお申し出ください。
自動車検査証の走行距離を訂正する際は、機構での現車確認が原則となります。

獨立行政法人自動車技術総合機構東北検査部福島事務所

10. 自動車検査の申請時における押印の取扱いについて

別表の検査の申請等については、平成10年1月1日より、申請書に氏名を記載して押印する代わりに、署名※でもよいこととなりますので、申請書に記入する際には、以下の例により、楷書体等でいねいに氏名を記載して下さい。

※ 署名は、申請者（使用者）本人が直筆でフルネームを記載して下さい。

申請者が個人の場合の例

- (申請人) 運輸太郎  (ワープロ等 + 印鑑) → 従来どおり
- (申請人) 運輸太郎 (直筆)
- (申請人) 運輸太郎 運輸太郎 (ワープロ等 + 直筆)
(氏名が既にワープロ、ゴム印等で記載してある場合)
- ✕ (申請人) 運輸太郎 (ワープロ等)
- ✕ (申請人) 運輸太郎  (ワープロ等 + サイン)

申請者が法人等の場合の例

- (申請人) 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎  (名称・代表者の役職・氏名 + 代表者印) → 従来どおり
- (申請人) 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 (名称・代表者の役職 + 代表者直筆の氏名)
- (申請人) 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 運輸太郎 (名称・代表者の役職・氏名 + 代表者直筆の氏名)
(氏名が既にワープロ、ゴム印等で記載してある場合)
- ✕ (申請人) 運輸株式会社  (名称 + 代表者印)

(代表者の氏名の記載の仕方は、個人の場合と同様です。)

◆◆ なお、新規登録、移転登録などは、従来通り実印が必要です。◆◆

11. 次回車検時の重量税額照会サービスについて

～平成30年4月2日より、登録車、小型二輪車の次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

① 国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

② プライベート
お申し込み

③ 照会画面へ

④ 次回自動車重量税額照会
次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
ご利用のブラウザは、Internet Explorer 9.0以降、Google Chrome 42.0.2317.132以降、Firefox 45.0以降が必要です。

④ 車台番号を入力します。
(アルファベットは大文字で入力をお願いします。)

⑤ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。

⑥ 「照会」をクリック。

⑦ 車台番号 (全桁)
検査予定日
有効期間年数
自動車重量税額 (円)

⑦ 重量税額が表示されます。

● 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。

● 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

車台番号 (全桁) NHW20
検査予定日 2018/04/30
有効期間年数 2年
自動車重量税額 (円) 15,000

戻る

ご利用について

- 軽自動車の自動車重量税額の照会ではできません。
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



東北運輸局 福島運輸支局

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～令和2年2月3日より、軽自動車の次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

① <https://www.kei-nextmvt.jp/> にアクセス。

② 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご覧一読ください。

③ 「照会画面へ」をクリック。

④ 車台番号を入力します。
(アルファベットは大文字で入力をお願いいたします。)

⑤ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。

⑥ 「照会」をクリック。

⑦ 重量税額が表示されます。

- 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- 検査予定日は、軽自動車検査協会での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

車台番号 (全6桁) H40365-
検査予定日 2020/05/30
検査料 2年
自動車重量税額 (円) ⑦ 5,000

ご利用について

- 登録車・小型二輪車の自動車重量税額の照会ではできません。
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、軽自動車検査協会は、利用者が当サイトの情報をういて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



12. ロードインデックス表&計算例

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
(抜粋)

別表 4 (7-11 関係)

ロードインデックスに対応する負荷能力

ロードイン デックス	負荷能力 (kg)	ロードイン デックス	負荷能力 (kg)	ロードイン デックス	負荷能力 (kg)	ロードイン デックス	負荷能力 (kg)
0	45	51	195	101	825	151	3,450
1	46.2	52	200	102	850	152	3,550
2	47.5	53	206	103	875	153	3,650
3	48.7	54	212	104	900	154	3,750
4	50	55	218	105	925	155	3,875
5	51.5	56	224	106	950	156	4,000
6	53	57	230	107	975	157	4,125
7	54.5	58	236	108	1,000	158	4,250
8	56	59	243	109	1,030	159	4,375
9	58	60	250	110	1,060	160	4,500
10	60	61	257	111	1,090	161	4,625
11	61.5	62	265	112	1,120	162	4,750
12	63	63	272	113	1,150	163	4,875
13	65	64	280	114	1,180	164	5,000
14	67	65	290	115	1,215	165	5,150
15	69	66	300	116	1,250	166	5,300
16	71	67	307	117	1,285	167	5,450
17	73	68	315	118	1,320	168	5,600
18	75	69	325	119	1,360	169	5,800
19	77.5	70	335	120	1,400	170	6,000
20	80	71	345	121	1,450	171	6,150
21	82.5	72	355	122	1,500	172	6,300
22	85	73	365	123	1,550	173	6,500
23	87.5	74	375	124	1,600	174	6,700
24	90	75	387	125	1,650	175	6,900
25	92.5	76	400	126	1,700	176	7,100
26	95	77	412	127	1,750	177	7,300
27	97.5	78	425	128	1,800	178	7,500
28	100	79	437	129	1,850	179	7,750
29	103	80	450	130	1,900	180	8,000
30	106	81	462	131	1,950	181	8,250
31	109	82	475	132	2,000	182	8,500
32	112	83	487	133	2,060	183	8,750
33	115	84	500	134	2,120	184	9,000
34	118	85	515	135	2,180	185	9,250
35	121	86	530	136	2,240	186	9,500
36	125	87	545	137	2,300	187	9,750
37	128	88	560	138	2,360	188	10,000
38	132	89	580	139	2,430	189	10,300
39	136	90	600	140	2,500	190	10,600
40	140	91	615	141	2,575	191	10,900
41	145	92	630	142	2,650	192	11,200
42	150	93	650	143	2,725	193	11,500
43	155	94	670	144	2,800	194	11,800
44	160	95	690	145	2,900	195	12,150
45	165	96	710	146	3,000	196	12,500
46	170	97	730	147	3,075	197	12,850
47	175	98	750	148	3,150	198	13,200
48	180	99	775	149	3,250	199	13,600
49	185	100	800	150	3,350	200	14,000
50	190						

計 算 例 1

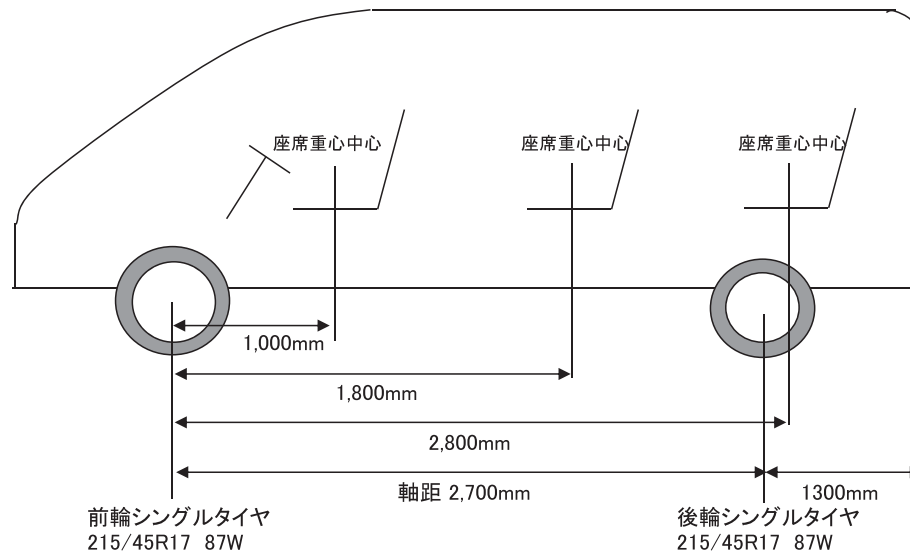


表1(諸元)

種別・用途	普通・乗用
車体の形状	ステーションワゴン
車両重量	
前輪	1,080 kg
後輪	910 kg
和	1,990 kg

タイヤ許容荷重(LI87)	545kg
乗車定員	
1列目	2人
2列目	3人
3列目	3人
合計	8人

表2

	後軸オフセット	前軸	後軸	計
車両重量		1,080 kg	910 kg	1,990 kg
乗車定員(1列目)	1,700 mm	70 kg	40 kg	110 kg
乗車定員(2列目)	900 mm	55 kg	110 kg	165 kg
乗車定員(3列目)	-100 mm	-5 kg	170 kg	165 kg
車両総重量		1,200 kg	1,230 kg	2,430 kg
積車時タイヤ負荷率		110 %	113 %	

・前後軸タイヤ荷重オーバー

計 算 例 2

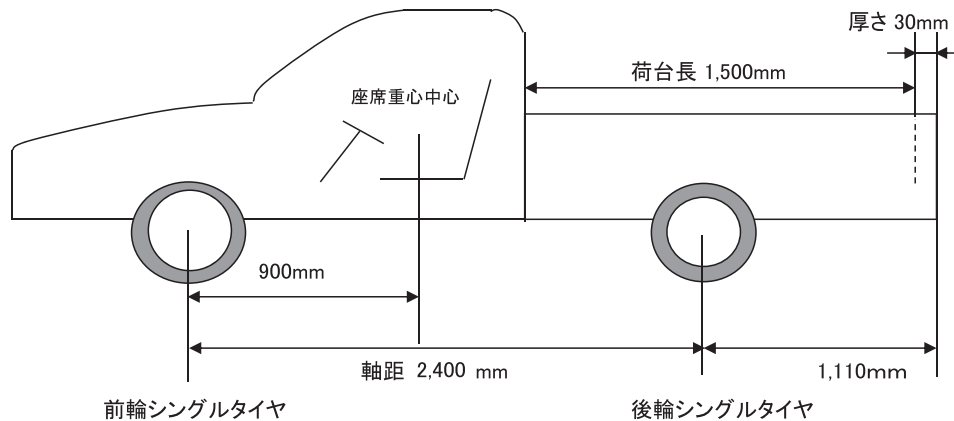


表1(諸元)

種別・用途	普通・貨物	タイヤサイズ	前輪・後輪	195/65R16 106/104
車体の形状	ボンネット	タイヤ許容荷重(1本あたり)		950 kg
車両重量		許容限度		
前軸	950 kg	前軸重	1,200 kg	
後軸	850 kg	後軸重	2,200 kg	
和	1,800 kg	車両総重量	3,400 kg	
乗車定員	2人			
最大積載量	1,000 kg			

表2

	後軸オフセット	前軸	後軸	計
車両重量		950 kg	850 kg	1,800 kg
乗車定員	1,500 mm	70 kg	40 kg	110 kg
最大積載量	-330 mm	-140 kg	1,140 kg	1,000 kg
車両総重量		880 kg	2,030 kg	2,910 kg
積車時タイヤ負荷率		46 %	107 %	

・後軸タイヤ荷重オーバー

13. 定期点検の間隔

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

点検区分等 対 象 車 種		定期点検の隔						検査証の有効期間		備 考 (車種の一例)	
		3(別表3) ヶ月	3(別表4) ヶ月	6(別表5) ヶ月	6(別表5の2) ヶ月	1(別表6) 年	1(別表7) 年	初 回	二 回 目 以 降		
運送事業用	旅客自動車	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
	軽自動車	○						2年	←	福祉タクシー	
	貨物	GVW 8t以上	○	○					1年	←	貨物運送事業者のトラック (三輪車を含む)
		GVW 8t未満	○	○					2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←	
		二輪自動車						●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩車
定員 11人以上		○						1年	←	霊柩車 (バス形状)	
軽自動車						●		2年	←		
レンタカー	貨物	GVW 8t以上	○	○					1年	←	トラック (三輪を含む)
		GVW 8t未満	○	○					2年	1年	
		軽自動車			○				2年	←	
	定員 11人以上		○						1年	←	バス
	幼児専用車		○						1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型自動車			○				2年	1年	
		軽自動車			○				2年	←	
		三輪自動車	○						2年	1年	
	二輪	小型自動車				○			2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車				○			なし	←	250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種(※)	普通・小型自動車	○	○					2年	1年	キャンピング車
		貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	冷蔵冷凍車、タンク車
			GVW 8t未満	○	○				2年	1年	
			軽自動車			○			2年	←	
	大特(※)	GVW 8t以上	○						2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW 8t未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
		貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	ボール・トレーラ
			GVW 8t未満	○	○				2年	1年	ストラドル・キャリア
		検査対象外軽自動車		○						なし	←
自家用自動車	貨物	GVW 8t以上	○	○					1年	←	トラック (三輪車を含む)
		GVW 8t未満			○				2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←	
	定員 11人以上		○						1年	←	バス
	幼児専用車				○				1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型自動車					●		3年	2年	
		軽自動車					●		3年	2年	
		三輪自動車			○				2年	←	
	二輪	小型自動車						●	3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車						●	なし	←	250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種(※)	GVW 8t以上	○	○					2年	←	消防車、医療防疫車、採血車 救急車、車いす移動車、キャンピング車
		GVW 8t未満			○				2年	←	
		貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	
			GVW 8t未満		○				2年	1年	
	大特(※)	軽自動車					●		2年	←	冷蔵冷凍車、車いす移動車
		GVW 8t以上	○						2年	←	ホイール・クレーン
		GVW 8t未満			○				2年	←	フォーク・リフト
		貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	ボール・トレーラ
			GVW 8t未満			○			2年	1年	ストラドル・キャリア
	検査対象外軽自動車				○				なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間 ●印：2年、○印：1年

2. GVWとは車両総重量を示す

3. 別表4は被けん引自動車(トレーラ)に限る

(※) 積載量が指定されている車両の有効期間は、車両総重量8t未満の車両のみ、初回が2年となる

14. 対象自動車について

《自動車の種類》

事業の種類	対象自動車	長さm	幅m	高さm	車両総重量	最大積載量	乗車定員	登録番号
普通	普通(大型)	12.0	2.5	3.8				1・2・8
	普通(中型)	↓	↓	↓	8,000kg未満	5,000kg未満	29名以下	1・2・8
	大型特殊	↓	↓	↓				0・9
	普通(小型)	↓	↓	↓		2,000kg以下	10名以下	1・3・8
	普通(乗用)	↓	↓	↓				3
小型	小型四輪	4.7	1.7	2.0				4・5・7・8
	小型三輪	↓	↓	↓				6. 7. 8
	小型二輪	2.5	1.3	2.0				車両番号
軽自動車		★3.4	★1.48	2.0				車両番号 4. 5. 8

★ 平成10年10月1日から軽自動車の規格が、長さ3. 4m 幅1. 48m以下となりました。